

平成25年11月29日

各位

会社名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役 竹中 宣雄
問合せ先 経営企画部 理事
中村 孝
(TEL. 03-3349-8088)

本日の一部報道について

本日、弊社子会社であるミサワホーム中国株式会社、ミサワホーム北海道株式会社及び協力会社である株式会社ミサワホーム佐賀が建設した一部建物において施工不備が判明した件について、国土交通省より発表がございましたが、これについて、一部報道機関におきまして、「事前申請と異なるため、建築基準法違反に当たる」との報道がなされています。

本件について国土交通省の発表内容 (http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000446.html)では「**構造耐力上の建築基準法違反はない**」と明記されており、弊社では本件について「建築基準法に基づく型式適合認定（法第68条の10）の義務違反」であると認識しております。

お客様並びに関係する皆様方には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。